

固定資産税及び都市計画税の減免措置の 継続を求める意見書

都心千代田区における地価は、全国一高い水準にあり、固定資産税の過重な税負担が、区民の定住や事業継続の大きな障害となっています。

平成6年度に評価額が地価公示価格の7割に引き上げられたことから、地価動向とは反対に税額が毎年増加する現象が生じるなど、区民の過重な税負担は益々顕著となりました。

固定資産税については、3年ごとに評価替えが行われておりますが、東京都税制調査会の答申にも指摘があったように、全国一律の制度により税負担が著しく高くなっており、適切な税負担水準から大きく乖離したものとなっています。

このような過重な税負担が続くなか、安心して生活し、仕事を続け、子どもたちに未来を託したいと願う区民の減額を求める声には切実なものがあります。また、本区の最重要課題である定住人口の回復を図るためにも、固定資産税の大幅減税が急務となっています。

このような中、東京都においては昭和63年度以来、独自に小規模住宅用地に係る都市計画税の2分の1軽減措置を、平成14年度からは小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の2割減免を措置されております。

千代田区議会は、長年にわたり、区民、町会、区内事業者の皆さんと一体となって固定資産税の大幅減税に取り組んでまいりましたが、これら生活者の視点に立った施策の都民並びに中小零細企業者に与える経済的、心理的影響には計り知れないものがあると考えます。

よって、千代田区議会は、東京都に対し、都心区における生活者の実体を踏まえ、納税者が納得できる税額となるよう、国に対し固定資産税の大幅減税措置を強く働きかけるよう求めるとともに、来年度以降も「小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税」2割減免及び「小規模住宅用地に係る都市計画税」軽減措置を継続されますよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

平成16年10月18日

千代田区議会議長

東京都知事 宛